明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一
〔省　令〕
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務六一）　一
○外国為替の取引等の報告に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同六二）　二
〔告　示〕
○平成二十五年総務省告示第百四十二号の一部を訂正する件（総務四五八）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四五七）　四
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一一九四）　三
○航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（同一一九五）　二
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一一九六）　二
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（同一一九七）　二
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同一一九八）　二
○平成十七年国土交通省告示第二百二十号の一部を改正する件（同一一九九）　二
○平成十七年国土交通省告示第二百二十一号の一部を改正する件（同一二〇〇）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　二七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構入札、独立行政法人港湾空港技術研究所平成二十四事業年度財務諸表、日本弁護士連合会（互助年金・福祉厚生委員会規則中一部改正・量刑データベースの運営、判決書の保管等に関する規則中一部改正）、土地家屋調査士名簿登録等関係　二七
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　二七
会社その他
会社決算公告　二七

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　処分通知等（第八条―第十条）」を「第三章　削除」に改める。

第三条中「別表第一」を「別表」に改め、「及び別表第二中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等」を削る。

第五条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第四項の規定中「別表第一」を「別表」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第七条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第八条から第十条まで　削除

別表第一を別表とし、別表第二及び別表第三を削る。

附　則

この命令は、平成二十六年一月一日から施行する。

省　令

○財務省令第六十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十二条第二項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「。この場合において、当該届出の内容の変更手続を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うときは、当該原届出受理証の添付を省略することができる」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。